

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 戦国期における神社の動向：九州地方を中心に

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-13<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 永田, 忠靖, Nagata, Tadayasu<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/00002477">https://doi.org/10.57529/00002477</a>   |

## 補論 中世後期における諸国一宮の現状と近世への変遷

はじめに

諸国一宮に関する研究は、近年の一宮研究会の研究成果により大きな進展を遂げている。しかし、一宮の実態を明らかにしていくことが必ずしも一宮制の普遍性を求めるものではなく、「多様性」というキーワードに収斂されているのが現状である。諸国における一宮の成立、そしてその解体が足並みを揃えないことはこれまでの先行研究で論じられていることである<sup>1)</sup>。中世後期、特に戦国期においては史料の消失や散逸によりその実態がはっきりしないことも一宮の研究においては大きな足枷となっているようである。

そこで戦国期から江戸期までの諸国一宮の現状をまとめていきながら、幾つかのカテゴリーに分けて特徴点を提示していきたいと考えている。また、諸国一宮の実態を明らかにしていくためには個々の具体的な「一宮」研究の積み重ねが必要であることは、研究課題としてすでに提起されているが、今回、中世後期から戦国期までの諸国における「多様性」を概観することで、近世江戸期の幕藩体制における諸国一宮の変遷を見通した一宮研究の足がかりになればと考える。

### 一、社殿に関して

戦国期において、多くの社寺は兵火により被害を受けていた。一宮である各国の鎮守にあっても例外ではなく、河内・和泉・摂津・伊賀・伊勢・遠江・駿河・伊豆・上総・近江・美濃・飛騨・下野（日光・宇都宮）・越前・越中・越後（居多）・但馬・因幡・伯耆・美作・備前・土佐・筑後・肥前（河上・千栗）・日向・大隅の多くの国々で焼亡に遭っている。そしてその焼亡の理由の多くは、戦火に巻き込まれた結果

であり、一宮自体がその攻撃対象というものではなかったと思われる。しかし、戦火を受けた一宮の中には、一宮自体が意図的に攻撃対象とされたケースもある。飛騨国一宮である水無社では、金森長近が飛騨侵攻に際して、水無社一宮民部少輔長綱の嫡男である三木三沢が国人衆と結託して一揆を起し、水無社に立てこもったために攻められた<sup>3</sup>。また、美作国一宮である中山社では、尼子氏が美作に侵攻した際に、国人や農民らが中山社に立てこもり、土一揆を起こしたために兵火に遭った<sup>4</sup>。ただ、これら飛騨や美作の例においても、一宮の動向が戦火を招いたものではなく、一宮の存在が国人や農民らの支柱にあったことから、一宮を取り巻く周辺の動向に巻き込まれた中での災禍であったと考える。

次に、一宮の動向が兵火を招いた事例を挙げたい。本論でも幾度か取り上げたが、豊前国一宮である宇佐宮では、大友義鎮により幾度か破却を受けている。その理由としては、大友氏からの軍役拒否を始めとする支配体制への組込に消極的な態度を取ったためであった<sup>4</sup>。また、筑後国一宮である高良社においても高良山一体を島津氏によって焼かれていた。これは、大友方につく座主良寛・大祝・大宮司、そして龍造寺氏や島津氏につく座主麟圭と、内部分裂のみならず、周辺勢力の動向に流動的な対応せざるを得ない不安定な状況に置かれるようになったことに起因している<sup>5</sup>。そして紀伊国日前国懸社では、小牧・長久手の戦（天正十二年（一五八四））において国造紀忠雄が徳川方に与したために秀吉の紀州攻めにおける太田合戦で破却を受けた<sup>6</sup>。このように、一宮がその地域において在地勢力としての性格を有していることが戦国期においては裏目になることもあったことがわかるであろう。

次に、社殿の造営に関して触れたいと思う。古代から近世にかけて、造営などに対する負担には大きな流れとして、国衙役→一国平均役→奉加・勸進にあると思われる。今回は特に、中世後期から近世初期にかけての一宮の造営負担について整理をしておくことにする。まず奉加の例を挙げてみたいと思う。【表一】のような例が見取れるが、その多くは民衆の手によるものが大きいので、負担層の把握が重要になるであろう。中世後期に入ると一国平均役としての造営が減り始めるが、豊後や肥後に見られるように大友氏や阿蘇氏など、その国々で安定した領国経営がなされている国では室町期以降でも一国平均役ができる体制にあったと考えることもできる。そして、中世後期から近世にかけては諸大名による社殿の造営が目立つようになっていくことは枚挙に暇が無いほどであるが、近世になると民衆がその造営に携わっていくことも近世における状況を知る一端となるだろう（附一 中世後期～近世における一宮の動向を参照）。

次に挙げる例は、勸進による造営になる【表二】。それほど例があるわけではないが、遠江や但馬では近世中期の勸進による造営がなされている。他国における一宮の信仰の状況や勸進の実態を併せながら考察すべきところであるが、例を挙げるのみで止めたいと思う。しかし、近世に入ると藩や幕府と強いつながりのある一宮では官による造営も多くあるが、先述の奉加でもわかるように、やはり民衆や勸進など民

が中心となった造営にシフトしていく傾向にあったのではないだろうか。

またこれから挙げる例は、他国の負担による造営になるが、武田氏による領国経営における特異タイプとして紹介したい。信濃国諏訪社の造営を武田氏は、永禄九年（一五六六）・元龜三年（一五七二）・天正六年（一五七八）の三回に渡って行っている。これは、武田領国内における造営負担であり、必ずしも信濃国のみ負担ではなかった。これが従来の負担形態を崩す結果となり、それまでの地域性を解体させていく要因になっていったことがすでに論じられている<sup>7)</sup>。また武田氏は諏訪社のみならず、上野国貫前社においても、永禄十年（一五六七）に信濃四郡に造営費を負担させるなど、領国経営の枠組みの中で取り組んでいたことがわかる<sup>8)</sup>。

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 河内：枚岡社            | 1477年・1826年：氏子の奉加             |
| 伊賀：敢国社            | 1609年：国中の郷土・百姓の協力を求める         |
| 相模：寒川社            | 1697年・1741年：近郷の奉加             |
| 陸奥：都都古和気社<br>(馬場) | 1595年：佐竹氏家臣団及び郷村の奉加           |
| 加賀：白山比咩社          | 撰末社の造営に際し、前田一門及び藩士の奉加         |
| 能登：気多神宮           | 1584年：肝煎・百姓らに前田利家は奉加を命じる      |
| 丹波：出雲社            | 1557年：諸層の奉加                   |
| 但馬：出石社            | 民衆の奉加                         |
| 播磨：伊和社            | 1858年：民衆の奉加                   |
| 土佐：土佐社            | 1567年：長宗我部元親による上級家臣から地下層までの夫役 |
| 豊後：由原社            | 1577・78年：一国平均役として賦役           |
| 肥後：阿蘇社            | 1472年：一国平均役として賦役              |

【表一】

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 志摩：伊雑宮 | 明応～慶長期の造営に、社人が諸国を回る           |
| 遠江：小国社 | 1742年：遠江・駿河・三河・信濃の4カ国の勸進を幕府許可 |
| 伊豆：三嶋社 | 1526年：諸国勸進を北条氏綱許可             |
| 但馬：出石社 | 1770年・1774年の造営のため、諸国勸進        |
| 肥前：河上社 | 1477年：勸進僧の協力                  |

【表二】

## 二、社領に関して

戦国期から近世にかけての社領について、2つの観点から事例を挙げていきたいと思う。

まずは社領の没収から一宮の動向を追っていくことにする。一概に社領の没収と言っても、幾つかカテゴリーに分けることができると思うが、やはり秀吉による太閤検地はその最たるものである。この太閤検地により中世的土地制度が否定され、近世的土地制度へと移行していく。一宮においては、山城・大和・摂津・遠江・鹿島・近江・美濃・但馬・紀伊・筑後・豊前・肥前（千栗）といった国々で太閤検地により社領が没収されている。また太閤検地ではないが、秀吉により社領没収を受けた一宮もある。先ほどの紀伊国日前国懸社は小牧・長久手の戦において、国造紀忠雄が徳川方に与したために、そして下野国二荒山（日光）も天正十八年（一五九〇）、北条氏に与したことで山領没収となっている。

また、領主の没落とともに社領没収になったケースもある。下野国二荒山（宇都宮）では、在地領主であった宇都宮氏が秀吉により改易されたために社領が没収されている。これは、社家が領主化していたことに関連するものであったと推察できる。また越前国気比宮では、織田氏による朝倉氏の滅亡後、社家が朝倉方に与していたために没収を受けている。理由として、社家が朝倉氏に被官していたことにある。この社家の被官化については次節で述べたいと思う。もう一事例を挙げておこう。播磨国伊和社では、在地領主の滅亡とともに、社領が没収されている<sup>10</sup>。これら三つのケースだけではあるが一宮が在地の信仰的役割のみならず、領主層との強い関連性の中にあつたことを示すものであり、こういった関係性が少しずつではあるが研究成果として論じられていくことは一宮研究の進展に大きく寄与することになると思われる。

次に、社領の寄進・安堵に目を向けてみる。寄進安堵に関しては、戦国期に頻繁に諸大名および諸将によりなされているものであるが、特徴的なものを中心に大きく四つにわけて示すのみにしておくことにする（附一 中世後期～近世における一宮の動向を参照）。

a) 秀吉…検地後における寄進

b) 家康…東国を中心に、関ヶ原合戦（一六〇〇）以前に寄進集中

c) 歴代將軍による寄進 (例) 甲斐・相模・下野(宇都宮)・陸奥(都都古和氣・馬場)・越後(居多)

d) 祭祀再興及び祈願としての寄進 (例) 山城・越前・備中

### 三、祭祀職の被官化及び領主化

前節にて社領没収に関して、社家の領主化や被官化によって大きな影響を受けた一の宮のケースを挙げたが、社家が被官化したり、領主化することは決して稀なものではなかった。幾つかその事例を挙げてみよう。

駿河国浅間社では、守護今川氏に被官していた大宮司富士氏が、武田氏の駿河侵攻により敗走したために、武田氏によって社人の再編成がなされることがあった<sup>11)</sup>。また豊後国由原宮では、由原宮が大友氏の氏神として祀られていたことが、次第に領国鎮守神へと昇華していたことを背景に社家が大夫氏による補任となっていた。これにより、大夫氏家臣賀来氏が大宮司職及び宮師職の独占を行うようになるのである<sup>12)</sup>。播磨国伊和社では宇野氏が秀吉と抗争するにあたり、社家であった阿浦氏や安黒氏が宇野氏に与していた<sup>13)</sup>。また備前国吉備津彦社でも神主家大藤内が武士団化しており、毛利攻めなどで活躍をしている。このように密接に在地領主との関わりの中で一宮の勢力を維持してきたことが窺い知れるが、裏を返せば一蓮托生的リスクを負うものであり、戦国の世での生き残りを懸けていた必死さがあったのであろう。

さて次に、社家の領主化に話を進めて行きたいと思う。社家の領主化もその背景には、神社維持が中心にあると思われるが、一宮は特に在地領主との関わりの中での維持経営となっていたことがこれから挙げる事例からも読み取れるであろう。下総国香取社では、大禰宜によって神官が補任されるなど組織を体系化することで社内の結束化を図っていた<sup>14)</sup>。これは、社領や荘園を基盤とした大禰宜の支配体制を示すものであり、大禰宜の領主的側面を有していたことがわかるであろう。また安芸国厳島社においても、神主藤原氏が厳島社の荘園を直接支配していくことを背景に領主化していった。しかしこの神主藤原氏は、一五四一年に大内氏によって滅ぼされてしまった<sup>15)</sup>。先述した駿河国浅間社の大宮司が武田氏によって敗走し、浅間社の内部が再編成されたことと同じように、厳島社も神主家の滅亡により社内の変化をもたらすことになっていった。このように、社内で大きな力を有していた社人が在地勢力との抗争の中で敗れていくことが、社内に大き

な影響を与えていくことになったのである。

そして肥後国阿蘇社では、阿蘇大宮司家が地域武士団を統率しており、武士団に対して阿蘇領における祭祀頭役や軍役を課すなどの大きな権限を有していた。しかし、一大勢力を築いた阿蘇大宮司家も島津氏の台頭や秀吉の九州統一により没落していくことで阿蘇社もそれとともに衰退していくことになる<sup>16</sup>。また伊予国大山祇社では、大祝家が在地領主化していたのであるが、その背景には、大祝が在庁官人を兼帯していたことにある。併せて、河野氏との強い関係があったことも付け加えておく必要があるだろう<sup>17</sup>。

最後に、祭祀職の内部分裂について触れておく。その最たる例として、出雲国杵築社と豊前国宇佐宮、そして信濃国諏訪社を挙げてみたいと思う。杵築社では、国造家によって国造上官制が敷かれることによって地域支配権力が確立するのであるが、国造家が千家・北島両国造に分裂することを機に、それぞれが社人を組織化するようになった。しかしこのことが、長期間に渡る両国造の相論を生ずるに至った。戦国期に入ると、この両国造の相論に対して尼子氏が介入することになり、結果として杵築社全体が大名権力への依存を高めていくことになった。これは、それまでの国造家を中心とした地域支配を揺るがすこととなり、杵築社の弱体化を招くことになってしまった<sup>18</sup>。そして、豊前国宇佐宮では宇佐惣家が南北朝時代に、北朝に宮成大宮司、南朝に到津大宮司に分立したことで、両者による抗争が起きて社領の横領や没収が相次いだ<sup>19</sup>。このことも、宇佐社に動揺を生むこととなった。また信濃国諏訪社では、上社で大祝諏訪氏を中心とした武士団が、下社で大祝金刺氏を中心とした武士団が形成されていた。その大祝同士での争いが絶えることがなかった。そして、戦国期に入ると金刺氏は、上社諏訪氏（惣領家）との争いに負けて下社から追放されることになり、下社は再編成されることになった。しかし、上社諏訪氏も戦国期に入ると信濃国に侵攻してきた武田氏と幾度か戦いをしていくことになるが、結果として武田氏に敗れ、諏訪社も武田氏の支配下に入っていくことになる<sup>20</sup>。

このように、社内での内部分裂が全体を弱体化そして疲弊させていくことになり、戦国期にはその反動として自己権力の維持のために、大名の権力に依存する場合や、反対に抵抗していくことになる。しかし、その結果としては大名に社内への干渉・介入を許すこととなってしまったと言えるであろう。

#### 四、祭祀に関して（附二 中世・近世における年中行事書及び神事記を参照）

中世から近世にかけて、四十二方国において一宮における年中行事及び神事に関するものが記されている。これらの体系的な研究の進展により、祭祀を通じた一宮の実態を明らかにしていく手だてとなるのではないだろうか。宮中行事や特殊神事、仏教儀礼などその内容は多岐に渡ると思われるが、宮中行事などに関しては、中央と地方とのつながりを示すものになるであろう。また史料に関しては、今回は中世と近世のみを資料としてまとめたが、もちろん古代に編纂された年中行事もあり、古代・中世・近世を通じた祭祀の変遷を鑑みることも重要になってくるだろう。中世のみ、または近世のみという場合もあるが、時系列だけではなく、一宮全体の中で位置づけしていくことが多様性とされる一宮に対して共通性を見出す一端ともなるであろう。<sup>21</sup>

## 五、地域論に関して

一宮の実態を明らかにしていくためには、やはり地域論を欠くことはできないだろう。これまで述べてきたように、一宮の性格を考える場合には、地域や在地勢力との関わりが大きく関係してくる。中世後期における権力構造は、「幕府・守護・国人」という一体化したものであり、大名が分国支配をしていく上で、他国への介入には在地勢力との関係構築が求められるものであった<sup>22</sup>。特に、戦国期においては、領国支配においては大名と国人とは地域的独立関係にあり、大名にとっては国人支配が重要な要素となる。その点で、一宮と国人との関係は密接であり、大名にとって一宮の存在は国人との関係を構築する媒体として好都合なものであったと考えられる。ではここで大名が一宮を介して国人支配をしようとしたことを、肥前の龍造寺氏を例にして挙げたいと思う。

肥前国の一宮は河上社・千栗社になるが、龍造寺氏は起請文を利用して国人支配及びその強化を行おうとした。それは、龍造寺氏が保護していた河上社を起請文の神文に記載させようとするものであったが、実際には上手くいくものではなかった。なぜなら、肥前における多くの国人の信仰は、千栗社に集まっていたからである。そこで、龍造寺氏は千栗社にも保護を加えるようになっていった。そして、両社の宗教的権威を用いた国人支配へと転換していったのであった<sup>23</sup>。起請文に関しては、武田信玄が家臣に対して起請文を提出させたことは有名であるが、その起請文の神文の多くには、「甲州一三大明神」と記載されている。これは甲斐国において、武田氏が領国支配の一環として一宮・二宮・三宮の合同祭祀を執行していたからである<sup>24</sup>。この武田氏の例は、起請文を通して、一宮の位置づけがわかるものであるが、このように、起請文からは一宮の信仰圏など知りうる材料になるわけであるから、こういった側面からの研究の充実も必要になってくるで

あろう。

おわりに

中世後期、特に戦国期を中心に諸国の動きを概観することに終始してしまったが、「多様性」というキーワードの通りに、この諸国一宮の動きを普遍化させることは容易でないことを改めて実感するものである。しかし、これまでの一宮研究の重点が、その成立や成熟期に置かれていたのに対して、中世一宮の終末期である戦国及び近世初期に研究の幅が広がりとつあることは、これからの中世神社史研究に大きく寄与するであろう。また、このことは「一宮制」としてではなく「一宮」として捉える時、また「一宮」としてではなく「神社」として捉える時、歴史の変遷の中において体系的な枠組を持つことが可能ではないかと考える。そのためにも様々なアプローチから捉え、そしてその個々の研究を有機的に結びつけられることが求められる。この分析と総合の繰り返し、複雑怪奇である中世における神社の実態を明らかにしていくことになるのではないだろうか。

- 1 中世諸国一宮制研究会編『中世一宮制の基礎的研究』（岩田書院・2000）
- 2 長谷川忠崇『飛州志』（住伊書店 一九〇九）
- 3 藤巻正之編『国幣中社中山神社史料』（中山神社・一九二二）
- 4 拙著「大友義鎮における社寺破却の意図について」（『神道宗教』一九二号・二〇〇三）
- 5 拙著「戦国期における筑後国一宮高良社と周辺勢力との関係について」（『神道宗教』一九九・二〇〇号・2005）
- 6 『和歌山縣誌』第一巻（名著出版・一九七〇：大正三年複製版）
- 7 田村正孝「中世後期における信濃国一宮諏訪社と地域」（『ヒストリア』一九九 二〇〇六）
- 8 「貫前神社文書 武田家朱印状」三三四三（『山梨県史』資料編五 中世二上 県外文書 山梨県 二〇〇五）
- 9 「第八社傳舊記部中」（官幣大社氣比神宮編『氣比宮社記』全 氣比神宮 一九四〇）
- 10 渡邊大門「中世後期における播磨国一宮伊和神社の存在形態」  
（二宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』上 岩田書院 二〇〇四）
- 11 大久保俊昭「戦国大名今川氏の宗教政策―富士大宮浅間神社を中心に―」（『地方史静岡』十四・一九八六）

- 1 浅間神社編『浅間文書纂』(官幣大社浅間神社社務所 一九三二)
- 2 外山幹夫「豊後柞原八幡宮の社領と大友氏」(『日本歴史』一三四 一九五九)
- 3 曾根研三『伊和神社史の研究』(国幣中社伊和神社社務所・一九三九)
- 4 菊田龍太郎「中世における神主の一形態—下総国・香取神宮を事例として—」  
 (『國學院大學日本文化研究所紀要』第八十八輯・二〇〇一)
- 5 『広島県史』中世 通史Ⅱ(広島県 一九八四)
- 6 阿蘇品保夫『阿蘇社と大宮司』(一の宮町 一九九九)
- 7 山内治朋「芸予諸島と伊予一宮大山祇神社」(『地方史研究』二九二・二〇〇一)
- 山本高志「中世後期における守護河野氏と伊予国一宮」  
 (一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』上 岩田書院・二〇〇四)
- 8 大社町史編集委員会編『大社町史』上巻(大社町 一九九三)
- 9 『宇佐市史』中巻(宇佐市史刊行会 一九七七)
- 0 笹本正治『武田氏の信濃支配』(名著出版 一九九〇)
- 1 小川信「讃岐国一宮田村大社壁書」について(『神道学』四四・一九六五)
- 荒木尚・川添昭二・古賀壽・山中耕作編『高良玉垂宮神祕書紙背』(高良大社・一九七二)
- 村崎真智子『阿蘇神社祭祀の研究』(法政大学出版社・一九九三)
- 伊藤信明「日前・国懸宮の応永六年神事記について」(『和歌山県立文書館紀要』七 二〇〇二)
- 2 加瀬直弥「中世住吉社の神事と神職に関する一視点」(『神道と日本文化』二二 二〇〇四)
- 2 中村知裕「筑後における菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」(『福岡大学大学院論集』三十二 二〇〇〇)
- 3 松田博光「戦国末期の起請文に関する一考察—「龍造寺家文書」の事例を中心に—」  
 (『黎明館調査研究報告』十五 二〇〇二)
- 堀本一繁「戦国期における肥前河上社と地域権力」  
 (一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』上 岩田書院 二〇〇四)
- 4 生島足島神社編『信玄武将の起請文…重要文化財・生島足島神社文書』(信毎書籍出版センター 一九八八)